合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社クボタパイプテックと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年二月二十九日

千葉県船橋市栄町二丁目八番一一号

エフケー産業株式会社

代表取締役　内田　睦雄

合併につき株券等提出公告

当社は、日本土地建物株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年二月二十九日

東京都港区虎ノ門一丁目一番一〇号

勧友エンタープライズ株式会社

代表取締役社長　荒木　俊雄

限定承認公告

本籍大阪府堺市北区中村町八三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　乾　慎太郎

右被相続人は平成二十三年十二月十五日死亡し、その相続人は平成二十四年二月二十日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十九日

大阪市中央区備後町一丁目四番一〇号マクステルハウス二階二〇一号

相続財産管理人乾尚秀

代理人弁護士　得津　正淑

株式交換公告

当社（甲）は、株式会社高速オフセット（乙、大阪府大阪市北区梅田三丁目四番五号）を甲の完全子会社とする株式交換を行うことにいたしましたので公告します。

効力発生日は、平成二十四年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十四年二月十四日に、乙の株主総会の承認決議は平成二十四年二月十六日に終了しております。

この株式交換に異議のある甲の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　大阪市において発行する毎日新聞

掲載の日付　平成二十四年二月二十二日

掲載頁　二十一頁

平成二十四年二月二十九日

東京都千代田区一ツ橋一丁目一番一号

株式会社毎日新聞社

代表取締役　朝比奈　豊

第一種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年三月三十一日をもって第一種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引はございません。また返還を必要とする顧客財産につきましては、保護預かりはございませんが、預かり金につきましては平成二十四年三月二十三日までご返還請求なき場合、預かり金を東京法務局へ供託いたしますので、ご了承願います。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年二月二十九日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目六番一七号

十字屋証券株式会社

代表取締役　安　陽太郎

訂正公告

平成二十四年二月二十二日掲載の合併につき株券等提出公告において、「平成二十四年三月三十一日までに」とあるは「平成二十四年四月一日までに」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年二月二十九日

東京都新宿区西新宿一丁目一六番一二号

進誠産業株式会社

代表取締役　小林　拓夫

訂正公告

平成二十四年二月十日（号外第三十一号）掲載の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、「（うち当期繰損）」とあるは「（うち当期繰損）」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年二月二十九日

静岡県浜松市南区卸本町八九番地

中部産業サービス株式会社

代表取締役　小野　悦美

訂正公告

平成二十三年六月二十七日（号外第一三六号）掲載の第六十三期決算公告（枠組）中、商号「**日本ボデー・パーツ工業株式会社**」とあるは「**日本ボデー・パーツ工業株式会社**」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年二月二十九日

大阪市福島区福島三丁目三番七号

日本ボデー・パーツ工業株式会社

代表取締役　小林　修二

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一四二	上	一九	訂正を	訂正
〃	〃	二一	第一項	第三項
〃	〃	終りから一五	五五〇センチ	五十センチ
〃	〃	一二	第四号	第八号
一四三	〃	五	運搬日	運搬年月日
〃	〃	一一	訂正を	訂正
〃	〃	一三	第三項	第五項
〃	〃	終りから四	その他のもの	その他の物
〃	〃	三	開始し	開始した年月日
〃	〃	二	た日、	た年月日、
〃	〃	一	除染等の収集	除染等の措置、収集、
一四四	下	終りから	総理府	総理府・厚生省
〃	〃	〃	厚生省」	」

「昭和五十年総理府・厚生省」は「昭和五十二年総理府・厚生省」の誤り。

一四一ページ上段終りから四行目から三行目の「（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場をいう。ロにおいて同じ。）」を削る。

一四五ページ上段終りから一六行目は次のとおりの誤り。

一四五	上	五	前項第二号	第二号
〃	〃	終りから二〇	受けて特定廃棄物の	受けて

第六十条　法第四十一条第四項の環境省令で定める除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（特定廃棄物を除く。）の保管の基準は、次のとおりとする。

一　第十五条第三号、第五号、第六号及び第八号並びに第二十四条第一項第二号（イを除く。）及び第四号ただし書並びに第二項第二号の規定の例によること。

二　当該廃棄物であって、腐敗し、又はそのおそれのあるものの保管を行う場合には、第十五条第九号イ及びロの規定の例によること。

三　第一号の規定によりその例によることとされる第二十四条第一項第四号ただし書の規定による測定の記録を作成し、当該廃棄物の保管が終了するまでの間、保存すること。

一四五	下	一二	措置を	措置等を
〃	〃	終りから一八	第一項	第六項
〃	〃	一七	講ずべき土壌等の除染等の措置	講ずべき措置
〃	〃	一一	施行日	施行の日
〃	〃	一一	濃度限界	濃度限度
〃	〃	九	二〇〇	二百
〃	〃	七	同号(4)中	同号ロ(4)中
〃	〃	四	第一項の	第一項に規定する
〃	〃	三	(1)及び(3)	(1)から(3)

一四五ページ下段終りから一五行目と一四行目の間に次の一条を加える。

（権限の委任）

第六十六条　この省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。

一　第六条の規定による確認

二　第八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号の規定による確認

三　第九条の規定による確認

四　第十一条の規定による確認

五　第十五条第十三号の規定による届出の受理

六　第三十二条第二号の規定による確認

七　第三十四条第二号の規定による確認

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十九日付第四五号九　六ページ●同日付政府調達第四〇号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）